

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月26日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

原小学校 第一校舎屋上雨漏り修繕

2 履行(納品)場所

横浜市瀬谷区阿久和東4-33-1
横浜市立原小学校

3 契約日

令和5年9月8日

4 履行日又は履行期間

令和5年9月16日～令和5年9月29日

5 契約金額

550,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区天王町2-42-1
株式会社 鈴木屋根材

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

8月29日6年2組で雨漏りを確認した。

9月5日6年2組の別のところから雨漏り確認。一部教室の照明が点かなくなる。

雨漏りの色が茶色いことと、雨が降った後から雨漏りまで時間差があることから、広がり続けることが予想でき、漏電が発生する可能性もあった。原小学校は大規模校で、使用期限が過ぎたプレハブをいまだに教室として使っていたり、個別支援級に至っては一般教室を仕切って2分の1の面積で1クラス分として活動している学校でもあるので、空き教室もなく、児童が別の教室に移動して勉強するという選択もできないため、雨漏りし続けることと確実に授業の継続が困難になる。学校運営・児童生徒の安全確保に重大な支障を生じるため、雨漏りのある天井部分直上の塗膜剥げの大きいところを中心に外壁内側の下の立ち上がりまで長方形に防水加工の修繕を緊急契約で行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿掲載で、本校での修繕実績が優良な業者を選定した。

9 所管

原小学校